

訪問看護事業所（訪問看護ステーションすみれ）の概要

1. 当事業所の概要

(1) 当事業所の相談窓口 電話092-531-9423

(2) 当事業所の指定番号及びサービス提供地域

指定番号	訪問看護4061290062	提供地域	福岡市南区・中央区・博多区・城南区、春日市、那珂川市、大野城市
------	----------------	------	---------------------------------

(3) 当事業所の営業時間

営業日	月曜日～金曜日午前8時30分～午後5時00分	土曜日午前8時30分～午後1時00分
休日	日曜日・祝日	その他の休日
		12月30日～1月3日

2. の勤務体制

管理者（看護師）	常勤1名	当事業所の営業時間
サービス提供者（看護師）	3名	当事業所の営業時間

3. サービス内容

(1) 看護、介護の提供 (2) リハビリの実施指導 (3) 家族への介護・療養指導 (4) 指定定期巡回随時対応型訪問介護看護事業所と連携

4. 利用料

- (1) 利用料 ⇒要介護認定者等の方は介護保険負担割合証に記載された割合が自己負担となります。医療保険を利用される方は特定疾患・障害者医療・被爆者医療等の免除者を除き、お手持ちの保険内容で自己負担が変わります。
- (2) キャンセル料⇒キャンセル料金はいただいておりませんが、訪問予定前日までに連絡をお願いいたします。
- (3) 利用者の住まいでサービスを提供するために使用する水道・電気・ガス等の使用料金は利用者負担です。

5. 当事業所の特徴など

- (1) 運営方針 ①要介護認定者等のケアプランに基づくサービスの提供を基本とします。
②居宅介護支援事業者、関係市町村、地域の保健、医療、福祉、及び他のサービス事業者との密接な連携と適切な運営。
- (2) 支援業務 ⇒要介護認定等の新規・継続申請代行、介護相談など気軽に対応できます。
- (3) 理学療法士等によるリハビリの実施、利用者や家族への指導も行います。

6. サービス内容に関する苦情の対応

「利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要」の通り

7. 緊急時・事故発生時の対応

- (1) サービスの提供中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたとき、又は事故が発生したときは、速やかに定められた医療機関に連絡し適切な措置を講ずるとともに管理者の指示に従い、市町村、利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行います。
- (2) 事故の状況や事故に際して取った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

8. 秘密保持

- (1) 当事業所、介護支援専門員及び当事業所の使用する者は、業務上知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この秘密保持は契約終了後も同様です。
- (2) 当事業所は、利用者及び家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス提供事業者担当者会議において利用者及び家族の個人情報を用いませぬ。

9. 賠償責任

当事業所は、サービス提供にともなって当事業所の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。

保険会社名：訪問看護事業協会

保 険 名：訪問看護事業者総合保障制度